

## 環境保全型農業の今後の推進方向について

県ではこれまで、「全県エコエリア構想」を掲げて環境保全型農業の推進を図ってきたが、近年、SDGsの達成に向けた施策の展開やGAPの広がりなど、農業生産における持続可能性の視点が重要度を増している。

現行の「全県エコエリアやまがた農業推進プラン」の目標年度が令和2年度となっており、令和3年度以降を対象とする計画改定が必要であることから、環境保全を含めた持続的な農業推進上の諸課題を抽出し、今後の推進に関する方向性を検討する。

- \*環境保全型農業：農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。
- \*SDGs（持続可能な開発目標）：世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるため、国連で採択された17項目からなる目標。

### [論点の項目]

#### (1) 推進の目的

- ・農業生産においては、化学肥料や化学合成農薬に過度に依存しない管理により生産と環境の調和を図ることが重要。
  - ・持続可能な社会形成に向けて農業分野が取り組むべき事項が多様化している（SDGsへの貢献）。
- 環境保全を含め包括的に持続的な農業の実現に取り組むことが必要ではないか。

#### (2) 推進の枠組み

- ・堆肥の利用促進と化学肥料・農薬の使用低減による環境保全型農業を推進してきた。
  - ・近年普及が進んでいる農業生産工程管理（GAP）は、環境保全を含めた様々な取組項目（食品安全、労働安全、環境保全、人権保護、農場経営管理）で構成されている。
  - ・地元産品、リサイクル商品、環境に配慮した商品といった、社会や地域への貢献に配慮した商品購入へと消費動向が変化している（エシカル消費）。
- 持続可能な農業推進の枠組みを検討することが必要ではないか。

#### (3) 推進体制

- ・平成5年以降、環境保全型農業推進に関する計画を適宜策定し、審議会（現エコエリアやまがた推進協議会）において計画策定の協議や推進施策の進行管理を行ってきた。
  - ・県の計画や推進組織の数が多いという指摘がある（環境保全型農業、有機農業、食品安全、農業生産工程管理（GAP））。
- 関連する計画や推進組織の統合等による一体的な推進体制の検討が必要ではないか。

#### (4) 推進施策

- ・各種認証制度の運用、環境保全型農業直接支援対策等の制度により推進してきた。
  - ・山形県の環境保全型農業の取組みを明確に表現し、消費者や社会との共通理解を形成するための県域のブランドイメージづくりに取り組んできた。
  - ・「全県エコエリア構想」は、定義が読み取れず分かりにくいという指摘があり、必ずしも山形県イコール環境保全型農業先進県という評価定着に至っていない。
- 今後の持続的な農業推進の枠組み等を踏まえ、新たな標語の考案、運動の展開等によるブランド形成が必要ではないか。

#### 参考事例：「環境こだわり農産物」（滋賀県）

- ・琵琶湖の水質保全等の環境保全を目的として、環境保全型農業を全県的に推進。
- ・特別栽培農産物に「環境こだわり農産物」の名称を付すことでブランドを形成。

### ○環境保全型農業推進の経過

- 平成 5年 「山形県環境保全型農業推進方針」策定  
山形県における環境保全型農業を「マイルド農業」と称し、山形県農業の持続的かつ健全な発展に資するための県民運動として、『**『味なやまがた「マイルド農業」推進運動』**を実施。
- 平成 9年 「山形県環境保全型農業推進協議会」設置
- 平成 11年 「山形県有機栽培米及び特別栽培米認証制度」創設  
(現在)「**山形県特別栽培農産物認証制度**」、「**有機農産物認証制度**」
- 平成 12年 「山形県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」策定 (**エコファーマー認定制度**の創設)
- 平成 17年 「**エコエリアやまがた推進協議会**」設置  
「全県エコエリア構想」(畜産堆肥等の有機性資源を活用した土づくりを行いながら、化学肥料や化学農薬を2、3割以上減らした農産物の生産を県内すべての地域で取り組む構想)
- 平成 18年 「エコエリアやまがた推進方針」策定  
「**山形県農林水産業振興計画**」に「全県エコエリア構想」を盛り込む。  
「エコエリアやまがた環境規範」策定  
環境と調和のとれた農業生産活動の確保を図るため、農業者が最低限取り組む規範を策定。
- 平成 19年 「農地・水・環境保全向上対策」  
地域ぐるみでの化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組みに対して支援。
- 平成 21年 「**山形県有機農業推進計画**」策定(平成21年、令和元年改定)  
「**山形県農林水産業元気再生戦略**」に「全県エコエリア構想」を盛り込む。
- 平成 22年 「**全県エコエリアやまがた農業推進プラン**」策定(平成29年改定)
- 平成 23年 「環境保全型農業直接支援対策」  
化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組みと合わせて、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い取組みを支援。

### ○食品安全及び農業生産工程管理の取組推進の経過

- 平成 17年 「**安全・安心ブランドやまがた産地協議会**」設置
- 平成 18年 「**やまがた農産物安全・安心取組認証制度**」創設  
生産履歴記帳、適正防除、残留農薬出荷前分析、GAPの取組みを認証
- 平成 29年 「**山形県GAP推進協議会**」設置、「**山形県GAP推進方針**」策定
- 平成 30年 「**山形県版GAP第三者認証制度**」創設

### (参考) 国における環境保全型農業推進の経過

- 平成 4年 「新しい食料・農業・農村政策の方向」(新政策)において、“環境保全型農業”を位置づけ。
- 平成 11年 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」施行
- 平成 17年 「環境と調和のとれた農業生産活動規範(農業環境規範)」策定
- 平成 18年 「有機農業の推進に関する法律」施行
- 平成 19年 「有機農業の推進に関する基本的な方針」策定(平成26年改定)
- 平成 27年 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」施行